

【安全衛生管理】 春でも熱中症 その予防対策

高温多湿な環境下において、体内の水分および塩分のバランスが崩れたり、体内の調節機能が破綻するなどして、発症する障害を総称して熱中症といいます。夏季においては、建設業などの屋外作業を中心に、熱中症が発生しやすくなります。

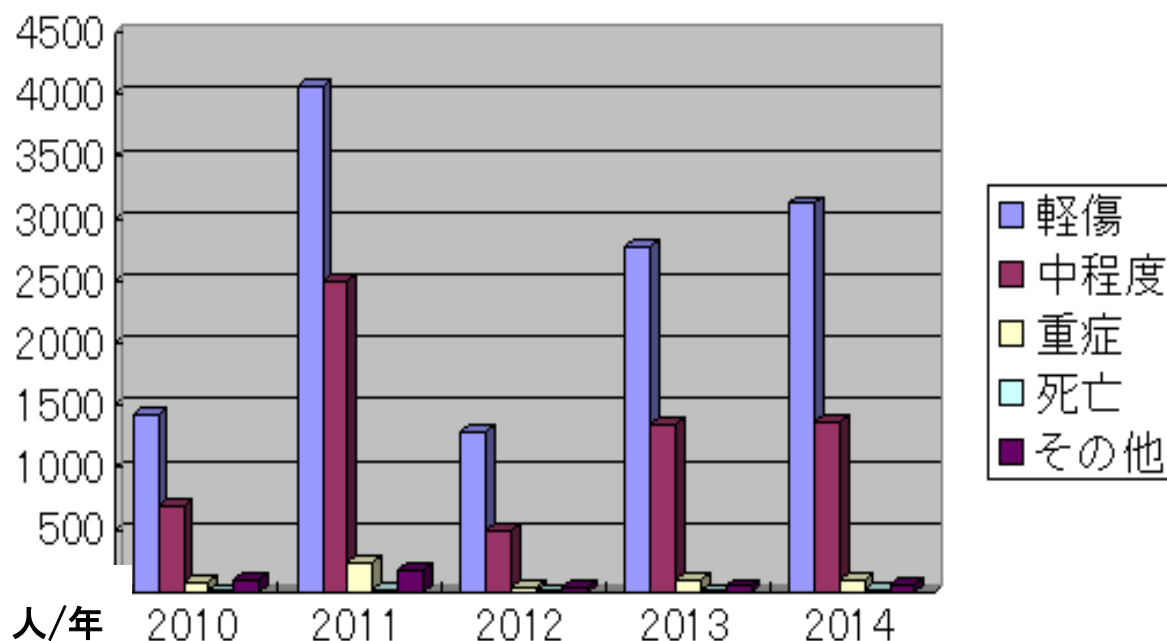
熱中症は夏の盛りだけに被災すると思っている方が多いと思いますが、春から初夏にかけて被災する方もたくさんいます。6月は日本ではフェーン現象が発生する時期で、北国の日本海側に発生頻度が高く、季節外れの突然の異常高温・乾燥に見舞われる地域があります。一方、エルニーニョ現象の影響があれば低温傾向になりますが、今年はどうでしょうか？

6月中の熱中症による災害の推移は表のとおりです。

長期天気予報に注意し、気温の上昇を予期し春から体調管理に気を付けることが予防に必要です。

6月中の熱中症搬送者数の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
軽傷	1418	4059	1280	2777	3125	?
中程度	684	2501	488	1344	1357	?
重症	75	228	40	97	98	?
死亡	4	14	3	4	6	?
その他	95	178	26	43	48	?
計	2276	6980	1837	4265	4634	?



熱中症の発生事例をみると、高温多湿下での作業の危険性について認識のないまま作業が行われていることにその根本的な原因があり、具体的には適切な休憩時間がとられていない、水分・塩分等の補給が適時行われていない、作業者の健康状態が把握されていないことなどによるものが多くみられます。

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の通達を公表しています（平成21年6月19日付け基発第0619001号）。その概要は次のとおりです。

（１） WBGT 値（暑さ指数）の活用

WBGT 値（Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位℃））は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次の①、②の式で算出されます。

① 屋内および屋外で太陽照射のない場合（日かげ）

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

② 屋外で太陽照射のある場合（日なた）

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

算出した値が、身体作業強度に応じた WBGT 基準値（厚労省パンフレット「熱中症を防ごう」3 ページ参照）を超え、または超えるおそれがある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等を作業の状況等に応じて実施することです。

（２）熱中症予防対策

1. 作業環境管理

- ① WBGT 基準値を超え、または超えるおそれのある作業場所においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。
- ② 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光ならびに周囲の壁面および地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。
- ③ 高温多湿作業場所に適度な通風や冷房を行うための設備を設けること。
- ④ 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設けること。また、休憩場所は臥床することのできる広さを確保すること。
- ⑤ 高温多湿作業場所またはその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品および設備を設けること。
- ⑥ 水分および塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう高温多湿作業場所に飲料水の備え付け等を行うこと。

2. 作業管理

- ① 作業の休止期間および休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度が高い作業を避けること、作業場所を変更するなどの熱中症予防対策を、作業の状況に応じて務めること。
- ② 計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましいこと。
- ③ 自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分および塩分の作業前後の摂取および作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分および塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分および塩分の摂取の徹底を図ること。
- ④ 熱を吸収し、または保熱しやすい服装は避け、透湿性および通気性の良い服装を着用させること。なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

- ⑤ 定期的な水分および塩分の摂取に係る確認、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表われた場合において速やかな作業の中断等必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行うこと。

3. 健康管理

- ① 健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往症の調査等が含まれていること、および異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。
- ② 高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。
- ③ 作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認すること。また、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意させること。

4. 労働衛生教育

高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、作業を管理する者および労働者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ① 熱中症の症状
- ② 熱中症の予防方法
- ③ 緊急時の救急処置
- ④ 熱中症の事例

5. 救急処置

- ① あらかじめ、病院、診療所等の所在地および連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。
- ② 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分および塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、または医師の診察を受けさせること。

なお環境省では、平成26年度5月から10月まで熱中症予防情報サイトで全国840地点のWBGT予測値、実況値の情報提供（携帯電話へのメール配信サービスも利用可）を行い、平成27年度も5月から行う予定です。作業場所に近い地点のWBGT値を参考にし、熱中症予防に役立ててください。

【関連法規】

労働安全衛生法第22条 事業者は次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2項 高温等による健康障害

労働安全衛生規則 第3編 第5章 温度及び湿度

第606条

事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

通達：平成21年6月19日付け基発第0619001号

以上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》